

(案)

資料4

熱行審第 号
令和6年 月 日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市行財政審議会
会長 石井 倭雄

宿泊税の創設について (答申)

令和4年11月30日付熱経企第81号により受けた「宿泊税の創設について (諮問)」について、当審議会で討議した結果、下記のとおり答申する。

記

【答 申】

観光資源の魅力向上、情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるための財源として、宿泊税の創設が必要であると認める。

【答申理由】

観光を取り巻く状況が絶えず変化していく中、熱海市の観光振興の目標・指針に沿った施策を戦略的に展開し、熱海市の地域経済の維持・発展につなげていくためには、更なる継続した投資が必要になる。

一方、今後の財政状況に関する見通しにおいては、少子高齢化や人口減少が進む社会構造の変化の中で、市税をはじめとする財源の大幅な伸びは期待できず、さらには社会保障費などの増加が見込まれている。

このような限られた財源の中で、熱海市が継続的に観光振興に取り組んでいくうえでは、市の財政運営において無駄を省く不断の見直しを実施することはもとより、安定的な財源を新たに確保することが必要であり、その財源の負担のあり方としては、市民のみに負担を求めるのではなく、観光振興施策という行政サービスに対する受益に応じた負担を求めるという観点が必要である。

(案)

他の自治体の先行事例や法律的な制約などを考慮したうえで、主たる受益者となる観光客に負担を求める観光振興を目的とした新たな財源のあり方として、熱海市からは、観光客のうち市内での消費額が多い宿泊客を増加させる施策を重点的に展開する方針であることなどの理由から、東京都などが法定外目的税として導入している、宿泊施設への宿泊行為に対し課税する「宿泊税」の創設が合理的な手法であるとして諮問された。

これに対し、第2回審議会の議論の中で、特別徴収義務者である宿泊事業者に対し、熱海市からの制度に関する丁寧な説明が不足しているとの意見が出され、その必要性が認められることから、本審議会による審議を一時中断し、熱海市と宿泊事業者との相当の調整の後に再開することとした。

宿泊事業者との調整の経過について熱海市からの報告では、宿泊事業者は、まず行政主導により宿泊税の使途が方向付けられ、宿泊客、宿泊事業者等の意見は反映されないのではないかと印象を持っていたこと、また、そういった使途が純粋に納税者である宿泊客の増加、再訪に繋がる施策だけの財政需要額に繋がっているのか、その財政需要額から導かれる税率は適正なのかということについて宿泊事業者の理解が深まっていなかったことから、これらを払しょくするため熱海型DMOがどのような役割を果たし、宿泊税の使途をどのように官民協働でコントロールしていくのか示すべき等の意見が出され、丁寧に説明と調整を尽くしてきたとのことであった。

こうした意見を踏まえ、本審議会では、熱海市の財政状況や継続的な観光振興の必要性を共有したうえで、観光振興における受益と負担の関係や、対象者の捕捉の容易性、財源の安定性と継続性、また他の自治体の事例を踏まえた実現可能性を総合的に勘案した結果、本市における観光振興の将来を見据えた場合に宿泊税の創設は必要であるとの結論に達し、今回の答申とした。